

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の懲戒

の手續及び効果に関する条例

(平成十九年三月二十八日
条例第六号)

(趣旨)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九條第四項の規定に基づく職員の懲戒の手續及び効果については、この条例の定めるところによる。

(準用規定)

第二条 懲戒の手續及び効果に関する必要な事項は、蒲郡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十九年蒲郡市条例第五十四号。以下「蒲郡市条例」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和四十年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号)は、廃止する。